

「河川の自然再生に思う」

リバーフロント整備センター理事長 松田 芳夫



最近、自然再生とか自然復元という言葉が急速にかつ頻繁に使われるようになり、あちこちで目にする事が多くなった。renaturalizationとかrestorationという英語の翻訳である。

人間の活動により、あまりにも人工化が進んだ、都市、農地、森林、河川、海岸等の地表面の状況を、自然と自然の生態系の豊かな環境に戻し、又、かろうじて現在残されている自然環境についてはその保全と拡大を図ろうという運動である。

このような先端的な考えは欧米諸国では既に十年以上前から確立しており、直線化された河川を元の蛇行している河川に戻すとか、湿地を復活すとか、農地の一部を自然の植生地として保留すとか、都市や道路の自然緑化に努めるとか種々の試みを実施されている。

総論、一般論としては反対すべき理由は無いし、地球は我々人間の独占物でなく、他の動植物など生物にも応分の権利が在るのだと云われれば、成る程と共感させられる。

しかし、わが国のように国土の特に平地の開発利用が極限まで進み、同時に土地の細分化と私有が徹底している地域では、自然再生といってもそれを実践する場があまり見当たらないというのが実情である。

湿地の復活などといっても、大雑把に云えばわが国の水田は過去2000年にわたり河川の氾濫原や湿地を開拓して造りあげてきたものであるから、水田の一部をつぶして湿地に戻すということに他ならない。

又、都市域の拡大により都市の郊外の水田や雑木林を開発して造った新興住宅地から人々を追い立てるわけにもいくまい。

結局の処、自然再生といってもその底地の大部分が国有地である河川や海岸を対象とする他は無いのである。

河川敷は洪水時には満々と水が流れているので存在理由もよく理解できるが、非洪水時には無用の空地と思われていたため、その積極的利用が歓迎され古くは農耕地、採草地として、さらに自動車教習場、ゴルフ場、飛行場、グラウンド、公園等としての利用がその時々々の社会情勢をバックにしたニーズを反映

して進められた。

このような国有河川敷の河川管理以外の目的による利用は、占用(借地より権利の弱い形態)という方式で行われるが、いったん利用者に占用させると河川管理上の理由でもない限り故無く占用を解除するわけにもいかないの、河川管理者の考えで自然再生が進められるのは極端に言えば常に流水の流れている低水路とその河岸、あとは堤防くらいしか無い。

堤防は河川で最も大事な施設の一つであり、人工物であるからそもそも再自然化という議論の対象になりにくい。というわけで、河川の自然再生といっても実体的に非常に制約が多いのである。

昨年、「自然再生推進法」という法律が議員立法で成立した。一口にいうと国は自然再生事業を一生懸命やれという内容で、現在の土地利用や土地所有に何の制限を加えるわけでもなければ自然再生の目標を掲げるわけでもなく、法律とは名ばかりのものである。

本当の自然再生とは河川をはじめ土地利用の個々の部分について議論しても始まらない。広く国土全体を把握、農地、森林、都市、あるいは河川流域の在り方から論じないと本質に迫れない。そこには当然、エネルギー消費、廃棄物処理、環境汚染など現代文明のウィークポイントとも云うべき分野に対する定見が要求される。

しかしながら、せつかく自然再生という言葉が市民権を得たのであるから、当分の間は河川、道路、海岸、農業施設等々個別分野で出来る限り再自然化を図っていくというのが残念ながら現実的であろう。

河川の分野では平成2年以來「多自然型川づくり」という名前の下で従来のコンクリートや鋼材を主体とする河川工事を、自然の土砂、石材、木材、植生を出来るだけ取り込んだ工事に転換する努力が続けられてきたが、今後は自然再生という観点から、単に個々の工事だけでなく河川整備計画そのものを再点検することが、必要である。

さらに、河畔林の制度の活用や地元の協力による水田の減反地の利用などにより河川敷地だけでなく国土の中により広範な再生自然地のネットワークが出来ていくよう戦略的、政策的に取り組んでいくことが望まれる。